

IADL国連活動報告

(IADL-United Nations Activities Bulletin、2017年4月発行 6-7頁)

国連人権理事会第34会期(2017年2月27日－3月24日)

IADLのジュネーヴ国連常任代表のミコル・サビアはIADLを代表し、2017年2月27日から3月24日まで開催された国連人権理事会第34会期において、農薬問題、集団監視問題、コロンビアの和平合意問題および西アジア経済社会委員会 (ESCWA) によるパレスチナ人に対するイスラエルの占領政策に関する報告等について、複数の声明を口頭で発表した。声明全文は、IADLのウェブサイトの以下のページに掲載されている。

<http://www.iadllaw.org/newsite/category/un-activity/human-rights-council/>

人権を害する農薬の影響

ミコルは食糧への権利に関する特別報告者との相互会談で、本声明を出した。彼女は、当該声明が高い評判を得たと報告している。本声明において、IADLは、多国籍企業の活動を統制するための説明責任の枠組みを強化しようとしている特別報告者に対し、強い支持を示した。また、「農薬の使用を禁じたり適切に規制しようとする努力は、正しい方向に向かうために必要なステップではあるが、有害な化学物質にさらされることを減らすためにもっとも効果があり、また長期的に行うべき方法は、産業的な農業から手を引くことである」という特別報告者の結論に強い賛同を示した。

CIAの違法なハッキング計画－Vault7

本声明は全体会で議題の第3項目を議論する中で発表された。本声明は2017年3月7日にウィキリークスが発表した、新しく分類化された8000の文書に関するものである。これらの文書はCIAが組織的にスマートテレビを含む、世界中のすべての種類の電子デバイスに侵入していたことを証明するものであった。ミコルは、本声明が同僚、加盟国および利害関係者から肯定的に受け入れられたと報告した。また本声明において、IADLは違法で恣意的な監視、あるいは会話の傍聴または個人情報収集は、とりわけ大規模に実行されるときに人権や基本的自由を広範にわたって侵害し、それらは民主的な社会の原理に矛盾すると報告した。また、米政府によるこうした違法かつ恣意的な行動を全会一致で明確に非難するとともに、国家による監視を規制するための国際的な仕組みを作ることを人権理事会に求めた。

コロンビアの和平合意の実施に悪影響を与える危険な遅延や違反に向けた警告

本声明は全体会で議題の第4項目を議論する中でスペイン語で発表された。IADLのメンバーであるエンリケ・サンチアゴ (FARCの法律アドバイザー) と協力し、準備されたものである。ミコルは、本声明が加盟国やNGO関係者に高い関心とともに受け入れられたと報告した。本声明の中で、IADLは人権理事会、加盟国およびオブザーバー国に対し、和平のプロセスを支えるとともに、コロンビアやその関係地域に重大な悪影響を与えることになる行き詰まり状態を避けるために必要とされる、すべての取り組みをとるよう求めた。

IADLは人権理事会がESCWA報告を支持し、勧告を強化するよう求める

全体会で議題の第7項目を議論している最中に、ミコルはIADLを代表し口頭で本声明を発表した。IADLは、国連事務総長が、国連西アジア経済社会委員会 (ESCWA) が2017年3月15日に公表した報告書「パレスチナ人に対するイスラエルの占領政策とアパルトヘイト問題」を撤回するよう要請したことに対し、深い遺憾の意を表明した。本声明は、十分な証拠を用いて作成されたESCWAによる報告が、イスラエルによる占領政策とその実践が入手可能な証拠に基づき、1973年に採択された「アパルトヘイト犯罪の抑圧及び処罰に関する国際条約」の中で定義されているアパルトヘイト犯罪を構成することは合理的な疑いを超すと結論づけたことに触れた。その上で、本声明はアパルトヘイトの禁止が国際慣習法上の強行法規とみなされること、および条約加盟国には (a) アパルトヘイト体制を合法的なもの認めないこと、(b) アパルトヘイト体制を維持する国家への援助または支援を行わないこと、また (c) アパルトヘイト体制を終わらせるために国連や他の国家と協力するための個別のおよび集団的な義務が課せられていることを想起した。

(翻訳: 井上啓)